

# 町内クリーン月間

住宅地近くに雑草が生えていると、生活環境に様々な悪影響を与えます。それを防ぐことを目的とし、9月を「町内クリーン月間」とし、町内全域において、雑草除去等の清掃活動にご協力をお願いしています。実施の日程・内容は各区で決定します。収集場所や、雨天時の実施等は、各区長さんや役員さん等にお聞きください。

土地所有者の皆様は9月中の草刈りをお願い致します。また、事情により、自分で刈取りができない人は草刈り業者をご利用ください。

▶ 問合せ 役場環境課

## 活動中に出た草や枝木の出し方についてのお願い

クリーン運動で出た草や枝木は、リサイクルします。下記の点に注意し、区で決められた場所に出してください。

- ・草と枝木は、それぞれ別々に分けて出してください
- ・袋に入れたり、ひもでしばったりせず、そのまま出してください
- ・集積場に出す場合はごみ収集の妨げにならないように出してください
- ・枝木は、できるだけ1m以下に切ってください
- ・土が付いている場合は、よく払ってください

## 雑草を町内から一掃しましょう

雑草が生えていると、私たちの生活環境に下記のような影響を与えます。

- ・害虫の発生源になる
- ・火災の原因になる
- ・ごみの不法投棄場所になる
- ・見通しが悪くなり、交通事故の原因になる

## 生ごみから堆肥を作ってごみ減量へ

# 生ごみ堆肥化容器等 設置補助金

生ごみを堆肥にすることで、ごみを出す回数が減り、また、ご自宅で新鮮な野菜を作ることでもできます。町では堆肥を作るためのコンポストや生ごみ密封処理容器、生ごみ処理機を設置された人に、補助金を交付しています。申請方法等詳しくは環境課までお問い合わせ頂くか、右のQRコードから町ホームページをご覧ください。



## アスパの無料配布について

役場、富貴支所で1人2袋まで「アスパ」を無料配布しています。3袋以上必要な人は、第1・第3水曜日に中央公民館で開催しているアスパづくりにご参加ください。「アスパ」は米ぬか、もみ殻、糖蜜にEM菌を混ぜた有機肥料です。生ごみに振りかけると発酵を促進させ、堆肥にすることができます。

